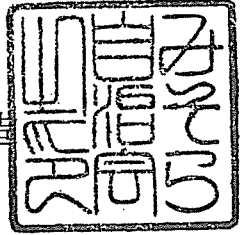


みそら自—27—004

平成27年4月30日

四街道市長 佐渡 斉 様

みそら自治会会長 廣島 宏造



「ごみ処理施設問題の第一回交渉会の議題について（回答）」
の文書内容及び送付についての見解

昨日（4月29日）、平成27年4月27付け廃第7号「ごみ処理施設問題の第一回交渉会の議題について（回答）」の書面を確かに受け取りました。

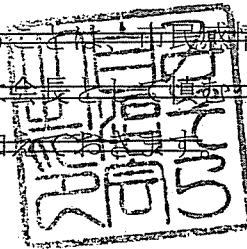
しかし、その書面の内容は4月27日に集会場に持参して頂いた内容と一字一句変わらぬものであり、文書を拝見した時、当自治会役員5名が全員回答書としては不相当と判断したものであります。

私も再度精読しましたが、当自治会が4月20日に提出したみそら自—27—003「ごみ処理施設問題の第一回交渉会の開催日と議題について」に対する回答書としては甚だ不相当なものであると考えます。

従って、当自治会が受け取りを拒否した文書をわざわざ第26420号書留内容証明郵便物として拙宅に郵送されたことは理解できません。廃第7号の書面は回答書としては拒否します。

市長は当自治会からの回答を厳粛に受け止めると言われていています。そうであるならごみ処理施設問題に真正面から回答すべきではありませんか。

~~尚、今回のような方法を取られることは、市民感情を無視したものです。自治会員から頂いた会費を使うことは会長として頂かばきと考え、この書類の郵送料は私費で返送することを付け加えておきます。~~



以上

1 78

